

特集

## 新型コロナウイルス感染症の影響による 期限までに申告等ができなかった場合の個別延長

国税庁より、令和3年分確定申告について新型コロナウイルス感染症の影響により3月15日（火）までに申告等が困難な方は、令和4年4月15日（金）までの間、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申し出ることができるとの発表がありました。

### ◇期限までに申告等ができなかった場合の個別延長とは

新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告・納付等することができないと認められる「**やむを得ない理由がある場合**」には、「延長申請書」を提出し承認を受けることにより、申告等ができるようになった日から2か月以内の範囲で個別指定による期限延長が認められることとなります。

### ◇簡易な方法による申告・納付期限の延長とは

簡易な方法の場合、別途「延長申請書」を提出する必要がなく、申告書を提出いただく際に、その余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」といった文言を付記するか、e-Tax をご利用の方は所定の欄にその旨を入力するなどの方法をいいます。

【所得税申告書の記載例】

| 税務署長                    |                  | 令和 03 年分の 所得 税 及 び 復興特別所得税 の 確定 申告書 B |    | F A 2 2 0 1 |     |
|-------------------------|------------------|---------------------------------------|----|-------------|-----|
| 現在の住所                   | 個人番号<br>(マイナンバー) | フリガナ                                  | 氏名 | 生年月日        | 第一表 |
| 又は<br>事業所<br>事務所<br>事務所 |                  |                                       |    |             |     |

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請

【申告期限】 令和4年4月15日（金）まで

【納付期限】 申告書を提出した日

【対象年分】 令和4年1月以降に申告等の法定期限を迎える手続き

※申告納付期限は原則として申告書を提出した日となるため、ご注意ください。申告・納付が可能となった時点で提出するようにしてください。

※延長後の納付期限までに納付することが困難な場合には、納付の猶予制度を適用できる場合があります。適用する場合は別途、税務署に申請手続きが必要になるので、所轄の税務署にご相談ください。

※令和4年4月16日以降に期限の延長を行う場合は、「延長申請書」を提出する必要があります。申告等ができるようになった日から2か月以内に「延長申請書」を所轄の税務署に提出します。この場合は、所轄の税務署長が指定した日が申告・納付期限となります。

※振替納税を利用されている方の振替日については、税務署より別途お知らせとなります。

詳細については国税庁のホームページでご確認ください  
「新型コロナウイルス感染症に対する対応について」  
(右QRコード)



# みえ商工会アンテナショップ 新商品情報

菟野町商工会員  
 (有)日の出屋製菓さん  
 湯の花せんべいフィアンティーヌ  
 (伊勢抹茶) (ほうじ茶) (和紅茶)



松阪香肌商工会員  
 高橋農園さん  
 生椎茸(菌床) なめこ(菌床)



紀宝町商工会員  
 岡農園さん  
 麗紅(れいこう)



松阪香肌商工会員  
 たかお農機店さん  
 完熟有機たい肥  
 (松阪牛の牛ふん使用)



東員町商工会員  
 ミナミ産業(株)さん  
 大豆フレークベーコン  
 (ボトル) (小袋)



**マルシェグランマ  
 スイーツの日  
 3/12(土)・13(日)**

明和町商工会員  
 ベーグルファンズさん  
 ◇ベーグル◇  
 写真は販売商品の一例



さくら  
 200円  
 (税込)



彩り  
 330円  
 (税込)

## 【法務】リーガルサポート

三重県商工会連合会では、会員事業所の抱える経営上の法律課題を解決することを目的に、弁護士による無料相談会を実施しています。  
 開催時間は10:00 ~ 17:00 (原則1事業所1時間)。  
 利用相談やご予約は、最寄りの商工会へお問い合わせください。

| 開催場所           | 開催日              |
|----------------|------------------|
| 三重県商工会連合会 (津市) | 3/1 (火) 3/24 (木) |
| 朝明商工会館 (川越町)   | 3/15 (火)         |
| 玉城町商工会館        | 3/7 (月)          |

## 【金融】金利情報

商工会では、商工会の経営指導を6か月以上受けた小規模事業者に対し「無担保・無保証人」で、日本政策金融公庫が融資を行う小規模事業者経営改善資金(マル経)融資制度にて金融支援を行っています。  
 令和4年2月1日現在の年利は1.21%です。  
 ※コロナウイルス対策は、この金利から▲0.9%引き下げ(当初3年間)  
 特別利子補給制度(実質無利子)も実施されています。

がんばる企業を応援します。

 **三重県信用保証協会**

県内の商工会と連携し、事業を営むみなさまを全力でサポートします!!

|                                    |                      |                          |                         |
|------------------------------------|----------------------|--------------------------|-------------------------|
| 小規模事業<br>資金                        | 保証限度額 <b>2,500万円</b> | 一般保証料より<br>信用保証料率が<br>優遇 | 低利な固定金利<br>で資産調達が<br>可能 |
| 固定金利 <b>1.60%</b> または <b>1.70%</b> |                      |                          |                         |

本店 059-229-6021(代表) 四日市支店 059-353-9161(代表) <https://www.cgc-mie.or.jp/>